

岩手育英奨学会 奨学生募集 <タイプA>

令和6年3月

新入生及び保護者の皆様へ

公益財団法人岩手育英奨学会

入学おめでとうございます。生徒の皆さんは勿論のこと、保護者の皆様にとっても希望にあふれた春をお迎えのことと存じます。

公益財団法人岩手育英奨学会は、学業・部活動において“学ぼう”という意欲を持つあなたが、安心して学校生活を送れるよう、経済的負担をサポートする機関です。

制度の概要は、次のとおりです。クラス担任の先生や奨学金担当の先生と御相談のうえ、この制度を大いに活用されることをお勧めいたします。

タイプA【在学採用】

1. 募集時期 令和6年4月
2. 対象 岩手県内に保護者の住所がある高校・専修学校高等課程に在学する生徒
3. 申込手続先 在学している学校（申込期限は、各学校で定めております。）
4. 貸与月額 公立 18,000円 私立 30,000円
なお、自宅外通学者は5,000円の増額となります。
5. 貸与の要件 次の学力と収入基準に合致し、在学する学校長が推薦する者。
ただし、採用枠の関係で不採用となる場合もあります。
◇学力……高校1年生の場合、中学3年の成績（5段階評定）が3.5以上
◇収入基準……世帯人数による収入が当会採用基準の収入基準額以下である事
・例えば、給与所得の両親と本人、中学生の弟（妹）の4人家族の場合
給与総収入（源泉徴収票の支払い金額）が約790万円以下
◇保証人……連帯保証人2名
連帯保証人は、1名は保護者、もう1名は別世帯で独立した生計を立てている62歳以下の方（非課税世帯不可）となります。＜採用時に印鑑登録証明書、所得課税証明書（全部記載）の提出が必要＞
6. 貸与方法 2か月に1回、奇数月の12日に岩手銀行の本人口座に振込
7. 返還 奨学金は無利子での貸与ですが、全額返還の義務があります。
◇返還月賦額の例 3年間月額18,000円貸与の場合 ……月賦額6,000円（9年間）
3年間月額30,000円貸与の場合 ……月賦額7,500円（12年間）

タイプA【緊急採用】

家計支持者が失職・病気・事故・死別又は離別・災害等により家計が急変（収入3割減）した場合、緊急採用として随時に申し込む制度がありますので、在学している学校にご相談ください。募集期間については、令和6年7月から令和7年1月となります。

タイプC【東日本大震災津波等特例採用】

東日本大震災津波等により被災し、経済的理由により修学が困難となった高校生を支援するため、返還免除（卒業後の収入基準額以下の場合）のあるタイプC《東日本大震災津波等特例採用》奨学金があります。詳細は4月以降のお知らせとなります。タイプA・Bとの重複は出来ませんので、該当者はタイプCにお申し込みください。

タイプD【大学等進学支援】※第2学年に在学する者が対象

大学等に進学する意欲のあるものの、経済的理由により進学に必要な学資の支弁が困難な高校生を支援するため、返還免除（県内の大学に進学または大学等卒業後一定期間県内企業・団体等に就職した場合）のあるタイプD《大学等進学支援》奨学金があります。詳細は4月以降のお知らせとなります。タイプA・Bとの重複が可能ですので、該当者はお申し込みください。

	タイプC <東日本大震災津波特例採用>	タイプD <大学等進学支援>
対象者	<p>岩手県内に住所を有する者の子女で、保護者である家計支持者が東日本大震災津波等（余震を含む。）により被災したことに起因する次のいずれかの事由により高等学校、専修学校（高等課程）及び特別支援学校（高等部）への進学が困難となった生徒</p> <p>(1) 家計支持者の居住する家屋の全壊・大規模半壊・半壊・全焼・半焼</p> <p>(2) 家計支持者の死亡、行方不明</p> <p>(3) 家計支持者の勤務先等が被災したことによる家計急変（収入が三割減少）</p> <p>(4) その他、学校長が特に必要と判断し、（公財）岩手育英奨学会長が上記(1)～(3)と同程度と認める場合</p> <p>※現在、奨学金タイプA又はタイプBを貸与されている方も、タイプCの要件に該当する場合は申し込みできますが、重複して貸与を受けることはできません。この場合、現在受けている奨学金を辞退することが貸与の条件となります。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>次のいずれにも該当する生徒</p> <p>(1) 県内に住所を有する方の子女である者</p> <p>(2) 県内の高等学校又は専修学校（高等課程）の第2学年に在学する者又は準ずる者で次のいずれか（以下「大学等」という。）に進学する意欲のある者 (対象となる大学等の区分)</p> <p>① 大学</p> <p>② 短期大学</p> <p>③ 高等専門学校（進学にあたり試験等を要する場合に限る。）</p> <p>④ 専修学校（高等課程を除く。）</p> <p>⑤ 各種学校</p> <p>(3) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯</p> <p>(4) 次のいずれかの奨学金事業等の貸与または給付を受けていない者</p> <p>ア 都道府県による貸与型奨学金事業</p> <p>イ 高校奨学金事業（東日本大震災津波特例）</p> <p>ウ 東日本大震災により被災した高等学校の生徒に対する、都道府県による給付金型事業（一時的な支援を行う給付金等を含む。）</p>
貸与額	<p>国公立 自宅通学 月額 18,000円</p> <p> 自宅外通学 月額 23,000円</p> <p>私立 自宅通学 月額 30,000円</p> <p> 自宅外通学 月額 35,000円</p> <p>※保護者と同居の場合は自宅通学扱い</p>	定 額 150,000円（1回のみ）
貸与方法	2か月に1回、奇数月の12日に岩手銀行の本人口座に振込	第2学年の3月期に岩手銀行の本人口座に一括して振込
利 子	無利子	無利子
貸与期間	令和6年4月～令和7年3月（令和6年度以降の貸与については令和6年3月末に本決定）	令和7年3月（令和6年度以降の貸与については令和6年3月末に本決定）
願書提出時 必要書類	申出書、り災証明書、住民票謄本、父母の市町村民税所得課税証明書等	住民票謄本、父母の市町村民税所得課税証明書等
連帯保証人	2名（1名は保護者1名は第三者）候補者決定後に連帯保証人2名の印鑑登録証明書、第三者連帯保証人の市町村民税所得課税証明書等	1名（保護者）候補者決定後に連帯保証人1名の印鑑登録証明書
返 還 及び 返還免除	<p>卒業から6か月経過後より14年以内で返還。ただし、卒業後の奨学生本人の向こう1年間の収入見込額が一定額に満たない場合、所定の「奨学金返還免除願」に関係書類を添えて申請があったときは、審査のうえ返還を全額免除</p> <p>《返還免除基準となる年間収入見込額》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校、専修学校（高等課程）、特別支援学校（高等部）を卒業した場合（進学者を除く）340万円未満 ・短大・高等専門学校、専門学校、専修学校（専門課程及び一般課程）、各種学校に進学し卒業した場合390万円未満 ・大学に進学し卒業した場合430万円未満 <p>※ 高校を退学した方は免除対象外です。</p>	<p>卒業から6か月経過後より5年以内で返還。ただし、次のいずれかに該当し所定の「奨学金返還免除願」に関係書類を添えて申請があったときは、審査のうえ返還を全額免除</p> <p>① 県内大学（修業年限4年以上） ⇒入学したことの確認をもって免除</p> <p>② 県外大学、短期大学、高等専門学校（4・5年生）、専修学校又は各種学校 ⇒大学等を卒業後、一定期間県内企業・団体等に就職したことの確認をもって免除</p> <p>【就業期間】通算で2年間（正規、非正規は問いません）※ただし、5年以内を限度とする。</p> <p>【県内就職】県内に事業所を有する企業・団体等への就業</p> <p>【浪人の扱い（免除または猶予）】</p> <p>大学浪人：1浪まで</p> <p>就職浪人等：1浪まで（就職浪人、アルバイト、県外就職を希望する場合など）</p>
その他	タイプA・Bとの重複 不可	タイプA・Bとの重複 可

※ 詳しい説明については学校の奨学金担当の先生又は下記にお尋ねください。

公益財団法人 岩手育英奨学会

〒020-8570 盛岡市内丸10-1

岩手県教育委員会事務局教育企画室内 TEL・FAX 019-623-2050

URL <http://www.iwate21.net/ikuei-syougaku/>